

青森県報

第千五十五号

令和八年
四月二十日
(月曜日)

目次

公 告

○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(行政経営課)	一
○ 右 同	(同)	一
○ 右 同	(総務文書課)	二
○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示	(財産管理課)	二
○ 農地を利用する権利の設定の裁定	(構造政策課)	三
○ 右 同	(同)	三
○ 農用地利用集積等促進計画の認可	(同)	四
選挙管理委員会		
○ 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	八
○ 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	八
○ 政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	一〇
○ 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	一〇
○ 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	一〇

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機による業務処理委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
四千六百七十六万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
ネットワーク管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年三月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 契約金額
五千二百九十七万三千八百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

青森県電子決裁機能付き文書管理システム保守管理等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部総務文書課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年三月二十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士電機ITソリューション株式会社

東京都千代田区外神田六丁目一五の二二

六 契約金額

七千七百九万三千四百五十六円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

県庁舎等清掃業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県財務部財産管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年三月三十日

五 落札者の名称及び住所

東洋建物管理株式会社

青森市橋本一丁目七の三

六 落札金額

八千七百七十八万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年二月六日

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次とおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年四月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

北津軽郡板柳町大字石野字大柳五三の二

田

三、〇六七

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和八年五月三〇日	三年

四 借賃に相当する補償金の額

二十一万七千八百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成二十年十一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次とおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年四月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間
弘前市大字悪戸字芦野一六の三	令和八年五月三〇日	一〇年
弘前市大字悪戸字芦野一二の一五	令和八年五月三〇日	一〇年
弘前市大字悪戸字芦野一二の一四	令和八年五月三〇日	一〇年
弘前市大字悪戸字芦野一二の一三	令和八年五月三〇日	一〇年

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の内容
弘前市大字悪戸字芦野一六の三	賃借権
弘前市大字悪戸字芦野一二の一五	賃借権
弘前市大字悪戸字芦野一二の一四	賃借権
弘前市大字悪戸字芦野一二の一三	賃借権

二 利用権の内容

弘前市大字悪戸字芦野一六の三	畑	四七五
弘前市大字悪戸字芦野一二の一五	畑	五、八四〇
弘前市大字悪戸字芦野一二の一四	畑	五、九八九
弘前市大字悪戸字芦野一二の一三	畑	四、一九八

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年四月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地の区分	所有者等に係る情報
弘前市大字悪戸字芦野一二の一三	令和三年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。
弘前市大字悪戸字芦野一二の一四	令和三年八月及び令和四年五月に二名の登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。
弘前市大字悪戸字芦野一二の一五	令和三年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。
弘前市大字悪戸字芦野一六の三	令和三年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

五 補償金の支払の方法
利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

農地の区分	借賃に相当する補償金の額（円）
弘前市大字悪戸字芦野一二の一三	二七七、〇〇〇
弘前市大字悪戸字芦野一二の一四	三九五、〇〇〇
弘前市大字悪戸字芦野一二の一五	三八五、〇〇〇
弘前市大字悪戸字芦野一六の三	三一、〇〇〇

令和八年四月二十日

青森県農林部 知 事 宗 一 盛

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地				
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
中谷 勝	青森市	青森市	浪岡大字吉野田	荷越沢	127番1	ほか1筆
須藤 哲弘	青森市	青森市	浪岡大字北中野	熊堂	34番1	ほか5筆
葛西 誠也	青森市	青森市	浪岡大字樽沢	新里	175番1	ほか9筆
間山 直浩	青森市	青森市	浪岡大字北中野	桃里	124番1	ほか5筆
葛西 廣太	弘前市	弘前市	大和沢	沢田	557番1	
葛西 廣太	弘前市	弘前市	大和沢	沢田	556番4	
中野 靖人	弘前市	弘前市	百沢	寺沢	269番	
丸岡 喜美男	弘前市	弘前市	十腰内	猿沢	278番10	ほか2筆
相馬 和彦	弘前市	弘前市	大沢	東下田面	134番	ほか1筆
佐々木 伸輔	弘前市	弘前市	自由ヶ丘二丁目		16番2	
佐藤 道廣	弘前市	弘前市	中別所	葛野	105番2	ほか1筆
齋藤 聖	弘前市	弘前市	十面沢	浜妻ノ神	102番1	ほか1筆

三上 敬治	弘前市	弘前市	鼻和	岩井	155番5	ほか2筆
株式会社津軽さくらファーム	弘前市	弘前市	小沢	井沢	99番	
木村 勇二	弘前市	弘前市	宮地	宮本	349番52	ほか2筆
佐藤 慶弘	弘前市	弘前市	弥生	弥生平	248番1	ほか1筆
佐藤 恭之	弘前市	弘前市	常盤野	上黒沢	50番2	
岩崎 貴宏	弘前市	弘前市	下湯口	村元	87番1	
福士 順久	弘前市	弘前市	津賀野	浅田	466番	ほか2筆
一戸 満	弘前市	弘前市	新里	上樋田	59番9	
齊藤 寛	弘前市	弘前市	清野袋二丁目		10番12	
齊藤 勝則	弘前市	弘前市	原ヶ平	山中	18番99	
長尾 拓直	弘前市	弘前市	蒔苗	樋田	51番8	ほか1筆
前田 光昭	弘前市	弘前市	国吉	村元	242番1	
橋本 司	弘前市	弘前市	新法師	向野	6番14	
株式会社ヤマクサファーム	弘前市	弘前市	蒔苗	油伝	108番9	ほか1筆
小野 頼善	弘前市	弘前市	鬼沢	山ノ越	318番3	
木原 宏仁	弘前市	弘前市	館後	新田	79番1	
田澤 和樹	弘前市	弘前市	百沢	裾野	1番352	

石田 和豊	弘前市	弘前市	高屋	安田	689番	
平山 正志	弘前市	弘前市	中崎	川原田	331番1 2	
竹浪 幸二	弘前市	弘前市	種市	熊谷	227番1	
佐藤 綾哉	弘前市	弘前市	鬼沢	山ノ越	305番1	ほか1 筆
株式会社山本 米菜園	弘前市	弘前市	土堂	早川	254番1	ほか1 筆
岡部 忠光	弘前市	弘前市	津賀野	浅田	936番	ほか1 筆
田村 昌司	弘前市	弘前市	悪戸	芦野	148番3	
中田 晴行	弘前市	弘前市	国吉	下川原	46番	ほか1 筆
三上 優	弘前市	弘前市	一町田	早稲田	822番1	
竹内 友宣	弘前市	弘前市	国吉	下川原	87番	ほか6 筆
藤田 悠大	弘前市	弘前市	独狐	石田	287番3	ほか3 筆
福土 清彦	弘前市	弘前市	独狐	島田	21番1	
蒔苗 行子	弘前市	弘前市	独狐	島田	21番2	
田中 秀幸	弘前市	弘前市	兼平	林元	96番1	ほか2 筆
秋元 徳則	平川市	弘前市	兼師堂	日照田	112番	
秋元 徳則	平川市	弘前市	兼師堂	日照田	113番	ほか2 筆
赤石 輝寿	弘前市	弘前市	小友	神原	279番9	ほか3 筆

三浦 悠二	平川市	弘前市	兼師堂	験畑	42番1	ほか1 筆
寺山 柁義	北津軽郡鶴田町	弘前市	三和	川合	177番1 2	
齊藤 洋平	弘前市	弘前市	小沢	山崎	44番67	
五十嵐 清昭	弘前市	弘前市	高杉	尾上山	102番1	ほか3 筆
竹村 拓巳	弘前市	弘前市	悪戸	後沢	48番20 3	ほか3 筆
石岡 修	弘前市	弘前市	悪戸	芦野	87番1	
小山内 浩二	弘前市	弘前市	悪戸	中野	181番2 2	
小田桐 孝行	弘前市	弘前市	大沢	稲元	183番	
高谷 陽一	弘前市	弘前市	中別所	野中	40番1	ほか1 筆
澁谷 恒	弘前市	弘前市	一町田	村元	810番1	
石岡 優隆	弘前市	弘前市	小沢	井沢	96番1	ほか3 筆
藤田 広仁	弘前市	弘前市	船水	勝浦	221番	
有限会社せい の農園	弘前市	弘前市	下湯口	扇田	93番3	ほか1 筆
水木 太夫	弘前市	弘前市	種市	熊谷	399番1	
株式会社イー エム総合ネッ ト弘前	弘前市	弘前市	悪戸	中野	243番	
合同会社戸澤 農場	弘前市	弘前市	八幡	須崎	67番	ほか2 筆
合同会社戸澤 農場	弘前市	弘前市	兼平	山下	33番1	

三上 優	弘前市	弘前市	藤代	広田	149番1	ほか1筆
伊藤 広栄	弘前市	弘前市	松木平	松元	4番104	
伊藤 広栄	弘前市	弘前市	小栗山	福岡	102番1	ほか4筆
三浦 文敏	弘前市	弘前市	笹館	大和田	15番19	
合同会社戸澤農場	弘前市	弘前市	兼平	山下	91番1	ほか1筆
一戸 昭有	弘前市	弘前市	新里	下樋田	18番1	ほか5筆
合同会社戸澤農場	弘前市	弘前市	鳥井野	長田	242番	ほか1筆
合同会社戸澤農場	弘前市	弘前市	八幡	古喜田	66番1	
岩谷 裕一	弘前市	弘前市	中崎	川原田	51番1	
三浦 裕行	弘前市	弘前市	高杉	長谷野	255番	ほか3筆
三浦 裕行	弘前市	弘前市	高杉	長谷野	257番	ほか1筆
三浦 裕行	弘前市	弘前市	高杉	長谷野	248番	
三浦 裕行	弘前市	弘前市	高杉	長谷野	252番	
三浦 裕行	弘前市	弘前市	高杉	長谷野	265番	
三浦 裕行	弘前市	弘前市	高杉	長谷野	266番	
成田 慶子	弘前市	弘前市	富栄	鳥羽	319番1	
工藤 公則	平川市	平川市	新館	駒泊	21番31	ほか2筆

農事組合法人町居生産組合	平川市	平川市	町居	稲村	129番1	ほか1筆
今井 尚秀	平川市	平川市	小和森	下平田	99番1	
今井 紀夫	平川市	平川市	小和森	下平田	108番1	
株式会社對馬精米所	平川市	平川市	高畑	前田	235番	ほか2筆
中嶋 公博	平川市	平川市	尾崎	木戸口	491番	
今井 健	平川市	平川市	小和森	下松岡	108番	
田中 浩徳	平川市	平川市	沖館	比山館	18番1	ほか1筆
農事組合法人町居生産組合	平川市	平川市	町居	稲元	250番1	
丹代 充昭	平川市	平川市	広船	広沢	223番1	
エフ・ピー・ス株式会社	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	西中野	浅田	165番	
村上 輝男	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	水沼	俵元	47番	ほか1筆
坂本 安仁	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町	大巻	鷲尾	58番1	ほか2筆
山内 一哉	上北郡六戸町	十和田市	相坂	箕輪平	201番	ほか4筆
高木 正義	十和田市	十和田市	切田	南岩ノ上	8番	
水尻 吉信	十和田市	十和田市	洞内	樋口	78番252	ほか2筆
小山田 訓	十和田市	十和田市	相坂	高清水	1481番	
小山田 訓	十和田市	十和田市	三本木	野崎	40番85	ほか1筆

梅田 美德	十和田市	十和田市	米田	長塚	303番	ほか5筆
坂本 秀美	十和田市	十和田市	相坂	高清水	74番143	
佐藤 四十三	十和田市	十和田市	洞内	樋口	27番1	ほか5筆
馬場 均	三沢市	三沢市	三沢	戸崎	101番1049	
小又 榮一	上北郡七戸町	上北郡七戸町		森ヶ沢	176番	ほか1筆
あおりん南部分会	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	沖山	357番	ほか2筆
あおりん南部分会	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	坪毛沢	211番1	
あおりん南部分会	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	今熊	715番	
高橋 浩二	十和田市	上北郡六戸町	折茂	今熊	1535番	
高橋 浩二	十和田市	上北郡六戸町	折茂	今熊	247番123	ほか1筆

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七條の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐々木たかなお 後援会 (佐々木 孝尚)	佐々木 孝尚	高木 徹	南津軽郡藤崎町大字若松字森越三〇の九	令和 八・三・二
とちない伸治後援会 (棚内 伸治)	棚内 伸治	白戸 和之	南津軽郡藤崎町大字藤越字西一本木三六の一	八・三・一〇
小田桐智高後援会 (小杉 繁一)	小杉 繁一	小田桐 妙子	南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松一八の二	八・三・二
角田しの後援会 (角田しの)	角田 しの	角田 晃久	弘前市大字八幡町二丁目七の一〇	八・三・三
小山功後援会 (久保田 昇)	久保田 昇	小山 正一	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目二の二	八・三・一〇

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

令和八年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
青森県土地家屋調 査士政治連盟 (小林 昭雄)	会計責任者	小向 直人	藤谷 大樹	令和 七・五・三
伊吹信一後援会 (伊吹 信一)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
春日洋子後援会 (春日 洋子)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
氣田量子後援会 (氣田 量子)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
志村洋子後援会 (志村 洋子)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
土嶺直樹後援会 (土嶺 直樹)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
三橋あさみ後援会 (三橋 あさみ)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
村中玲子後援会 (村中 玲子)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
国民民主党青森県 総支部連合会 (金濱 亨)	主たる事務 所の所在地	青森市安方二丁 目一七の一	青森市中央一丁 目一の二九	八・三・四
国民民主党青森県 第2区総支部 (金濱 亨)	主たる事務 所の所在地	八戸市大字糠塚 字柳ノ下三の八	八戸市大字糠塚 字柳ノ下三の三	八・三・六
自由民主党六ヶ所 村支部 (橋本 竜)	会計責任者	田中 真也	小泉 悦治	八・三・一
自由民主党木造支 部 (増田 教正)	主たる事務 所の所在地	つがる市木造有 楽町四五の一	つがる市木造若 竹一三	令和 八・一・八

山口佳子後援会 (山口 佳子)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
渡部伸広後援会 (渡部 伸広)	会計責任者	佐々木 伸和	築山 伸一	七・二・一
桜田ひろし後援会 連合会 (松下 覚)	代表者	松下 覚	白取 浩史	八・三・一
千葉ともはる後援 会 (千葉 智陽)	主たる事務 所の所在地	五所川原市字一 ツ谷五四三の四	弘前市大字植田 町二八の五	八・三・二
阿部祐己後援会 (村上 英岐)	代表者	村上 英岐	中田 勝美	八・三・四
山本清秋後援会 (山谷 義美)	代表者	山谷 義美	山本 英樹	八・三・五
田嶋くにたか後援 会 (高田 眞一)	代表者	高田 眞一	田嶋 邦貴	八・三・二〇
幸福実現党青森後 援会 (山口 健)	会計責任者	武田 佳子	田嶋 邦貴	八・三・三
成田光寿後援会 (沢尾 宏之)	主たる事務 所の所在地	上北郡おいらせ 町若葉五丁目一 四〇の一七六九	上北郡おいらせ 町阿光坊一〇六 の一三	八・三・五
かねはまあきら後 援会 (金濱 亨)	主たる事務 所の所在地	八戸市大字糠塚 字柳ノ下三の八	八戸市大字糠塚 字柳ノ下三の三	八・三・九
鈴木長一郎後援会 (鈴木 賢)	代表者	鈴木 賢	田中 忠一	八・三・二〇
中嶋めぐみ後援会 (原 芳雄)	会計責任者	相内 穰	佐藤 ちゑ子	八・三・二〇

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
金澤満春後援会	御厩敷 一馬	令和七・三・三
工藤正廣後援会	大村 喜代治	七・三・三
西村雅博後援会	戸来 傳	七・三・三
長尾忠行後援会	長尾 忠行	八・三・七

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期日

棚内 伸治	藤崎町長	とちない伸治後援会	南津軽郡藤崎町大字藤越字西一本木三六の一	令和八・三・六
-------	------	-----------	----------------------	---------

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和八年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	年月日
千葉 智陽	千葉ともは後援会	新	令和八・三・二
金濱 亨	かねはまあきら後援会	旧	令和八・三・二

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭